## 書類送付書





201	3年2	В	10	Ē
201	U	_	10	_

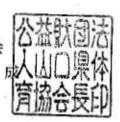
		企業名	(財)周南市体育協会	
企業名 (財)周南百	(財)周南市体育協会 加盟団体	部署名		
		担当	佐伯 和人	
		郵便番号	745-0851	
部署名		12.73 <u>0.23</u>	周南市大字徳山427番地	
		住所	キリンピ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙キリンピ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	
ご担当	事效只是 ##	TEL	0834-28-8311	
	事務局長 様	FAX	0834-28-8313	
件名			送付枚数 4 枚 (本紙含む)	
文書送	き付について			
~=~	2111-21 4			
いつま	や世話になっております			
いつも	お世話になっております。			
0.000.00.000	お世話になっております。 協会 振興グループの佐伯です。			
0.000.00.000	ALDEW Workshipmenson Turand			
体育協	協会 振興グループの佐伯です。			
体育協	ALDEW Workshillershoop Torons Warning Co.	書が日本体	本育協会より	
体育协 先日、	協会 振興グループの佐伯です。	entantonia do 1	7 (1 (4 AN) (1 AN) (1 AN)	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文	entantonia do 1	7 (1 (4 AND) (5 (4 AND)	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1	7 (1 (4 AND) (5 (4 AND)	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1	7 (1 (4 AND) (5 (4 AND)	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1	T 1. T (1. A M ) T (1. A M )	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1	T 1. T (1. A M ) (1. A M )	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1		
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1	T 1. T (1. A M ) (1. A M )	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1	T 1. T (1. A M ) T (1. A M )	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1	T 1. T (1. A M ) T (1. A M )	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1	7 (1 (4 AN) (1 AN) (1 AN)	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1	T 1. T (1. A M ) (1. A M )	
体育协 先日、 山口県	協会 振興グループの佐伯です。 お送りしました市体協 受付No.65とは違う文 R体育協会を通じ市体協へ届きましたのでおき	entantonia do 1		



平 2 4 山体協第 3 2 1 号 平成 2 5 年 (2013年) 2月 1 5 日

各加盟団体の長 様

公益財団法人山口県体育協会 会長 二 井 関



スポーツ指導における暴力根絶への対応について

平素より、本県スポーツの振興につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申 し上げます。

さて、すでに、平成25年2月5日付け平24山体協第314号「スポーツ指導者の指導対応について」において、暴力行為の禁止等について指導の徹底等の対応方をお願いしたところであります。

こうした中、去る2月5日に文部科学大臣から「スポーツ指導における暴力の根絶に向けて」(別紙)が発信されました。

文部科学大臣は、今般の事態を日本スポーツ史上最大の危機として捉え、実態調査を行い、スポーツ指導者に対し暴力根絶の指導を徹底するとともに、スポーツ医・科学に立脚した指導が行える指導者の変成と研修を強く求めております。これを受けて、日本体育協会から別添のとおり通知がありました。

当協会及び加盟団体においても、団体に所属する役職員、監督、コーチなどスポーツ活動に携わる全ての関係者に対し、スポーツの意義や社会的な使命を自覚し、スポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り諸活動を行うよう、その趣旨を一層徹底する必要があると考えております。

つきましては、貴団体におきましては、所属する関係者の方々に対し、スポーツの意義 や社会的使命を改めて認識いただくとともに、スポーツ指導における暴力行為の根絶に向 けた取組を積極的に推進いただくよう指導方よろしくお願いいたします。

記

## <添付資料>

- ・公益財団法人日本体育協会通知「スポーツ指導における暴力根絶への対応について」
- ・文部科学大臣メッセージ「スポーツ指導における暴力の根絶に向けて」



(公財) 山口県体育協会 担当: 岡村

TEL 083-933-4697 FAX 083-933-4699



第 24 回体協総務発第 251 号 平 成 2 5 年 2 月 7 日

加盟 (準加盟及び協力) 団体代表者 殿

公益財団法人日本体育協会においた。 会長 張 富士夫山 高元

スポーツ指導における暴力根絶への対応について

平素より、本会諸事業に対し格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。 さて、平成25年1月21日付文書でご通知いたしました大阪市立高校バスケット ボール部における体罰行為について、貴団体をはじめ貴団体の役職員及び関係者に 対し、暴力行為の禁止について指導の徹底等の対応方をお願いしたところであります。

しかしながら、その後、柔道ナショナルチームにおける暴力行為について連日の 報道がなされており、統括団体としての責任を痛感いたしておりましたところ、去 る2月5日に下村文部科学大臣から「スポーツ指導における暴力根絶に向けて」(別 紙)が発信されました。

文部科学大臣は、今般の事態を日本スポーツ史上最大の危機として捉え、実態調査を行い、スポーツ指導者に対し暴力根絶の指導を徹底するとともに、スポーツ医・科学に立脚した指導が行える指導者の養成と研修を強く求めております。

この度の文部科学大臣からのメッセージは異例なことであり、本会といたしましては、これを真摯に受け止め、加盟団体等の皆さんと連携・協力し、スポーツ指導 現場における暴力行為の根絶に努めてまいる責務があると認識しております。

その取り組みの一環として、本会に関連するスポーツ指導現場における実態を把握するとともに、スポーツ関係者の暴力根絶に向けた意識の共有・醸成を図るため、 指導者をはじめとする各種全国会議や研修会等での倫理研修の充実、指導者養成講習会における講義内容・方法の改善・充実などを図ることとしております。

本会は、「スポーツに携わる者は、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬であるというスポーツの価値を自覚すること」と謳われている「スポーツ宣言日本」の提言を踏まえ、加盟団体等の皆さんと連携・協力して文化としてのスポーツの推進を図る使命を担っています。

以上のことから、本会の役職員はもとより、貴団体に所属する役職員、監督、コーチ、審判員、プレーヤーなどスポーツ活動に携わる全ての関係者に対し、スポーツの意義や社会的な使命を自覚し、スポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り諸活動を行うよう、その趣旨を一層徹底することが喫緊の課題と考えております。

つきましては、貴団体におきまして、所属する関係者の方々に対し、スポーツの 意義や社会的使命を改めて認識いただくとともに、スポーツ指導における暴力行為 の根絶に向けた取り組みを積極的に推進いただくよう、ご指導方よろしくお願いし ます。

## スポーツ指導における暴力根絶へ向けて ~ 文部科学大臣メッセージ~

日本のスポーツの良さは、チームワークであり、自他共栄の心です。どんな時にも切 磋琢磨し合いながらお互いを尊重して助け合い、励まし合いつつ、共に高め合うのがそ の姿です。

しかし、今般、柔道女子日本代表チームをはじめ、スポーツ指導において暴力を行使 する事案が明るみに出ました。

こうしたことはあってはならないことであり、大変遺憾であります。

私は、今般の事態を日本のスポーツ史上最大の危機と捉えています。選手一人たりとも 見捨てることなく、全ての選手がその志を全うすることができる環境をスポーツ界の皆 様とともに作ることこそが焦眉の急と考え、国民の皆様、全てのスポーツ関係者・選手 に向けてメッセージを送ります。

そもそもスポーツは、スポーツ基本法にうたわれているとおり、心身の健全な発達、 健康及び体力の保持増進、精神の涵養などのために行われるものであり、世界共通の人 類の文化であって、暴力とは相いれません。

オリンピック憲章においても、スポーツにおけるいかなる形の暴力も否定されており、 コーチや選手によるフェアプレーと非暴力の精神の尊重が定められています。

私は、こうした問題が選手の立場に立って速やかに解決できるよう、「スポーツ指導から暴力を一掃する」という基本原則に立ち戻り、スポーツ界を挙げて取り組む必要があると考えます。

このため、柔道のみならず他の競技種目も含めて実態を調査し、スポーツ指導の名の下に暴力を見過ごしてこなかったか、改めて現実を直視すべきです。

その上で、スポーツ指導者に対し暴力根絶の指導を徹底するとともに、スポーツ指導者 が暴力によるのではなく、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚して後進をしっか り指導できる能力を体得していくために、スポーツ指導者の養成・研修の在り方を改善 することが大切だと考えます。

また、各競技団体に、相談・通報窓口の設置等ガバナンス・コンプライアンスの確立 を進めることも求められます。

さらに、問題が生じたときでも、選手が練習に専念して自己の能力を最大限伸ばす環境を確保できるよう、中立的な第三者が相談を受けることのできる仕組みを整えることが重要です。

このような様々な仕組みをスポーツ界一丸となって早急に整えることで、《新しい時代にふさわしいスポーツの指導法》が確立されるよう、全力を尽くす所存です。

こうした改革と併せて、スポーツ指導者一人一人が、その大切な使命と重責を改めて 十分自覚し、率先してスポーツにおける暴力の根絶に努めていただきたいと考えます。 日本人らしい信頼と絆で結ばれる真の『強いスポーツ』をつくるために、いかなる形の 暴力も許さないという覚悟の下、国民の皆様、スポーツに関わる全ての皆様一人一人の 御協力をお願い申し上げます。

平成25年2月5日